



埼玉県報

第 2 3 8 7 号
平成 2 4 年 5 月 8 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村意見等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [上福田土地改良区の役員住所変更届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [上里土地改良区の役員就任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [三田ヶ谷土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立武道館の指定管理者である法人の名称変更\(スポーツ振興課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人毛呂山サポートセンター
- 三 代表者の氏名
宮寺 律子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木二百六十八番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の母親と高齢者に対し、生活上の助言と支援を行い、子どもの健全育成と高齢者の福祉の増進に寄与して、地域社会に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グローバル交流協会

三 代表者の氏名

細谷 美恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市荒木千十九番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな世代の日本国民に対して、グローバル化されつつある世界の中で、日本人としてのアイデンティティを失わず、国内外を問わず、諸国民との対等なコミュニケーションを行えるよう、各種プログラムの調査研究および企画実施を行い、地域の活性化に資することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ春日部店

埼玉県春日部市谷原三丁目八番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十四年五月八日から平成二十四年六月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ蓮田

埼玉県蓮田市大字馬込字七番千四百三十四番三 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 新設の出入口に関してカーブミラー等の交通安全施設設置の協議を行うこと

二 通学路の安全確保及び工事の期間・場所等の周知については特段の御配慮をお願いいたします

二 縦覧期間

平成二十四年五月八日から平成二十四年六月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上田清司

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|----|----|
|----|----|----|

| | | |
|-----|------|------------------------|
| 旧理事 | 堀口静弘 | 埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目二十七番地一 |
|-----|------|------------------------|

| | | | |
|---|---|---|--------------------------------------|
| 新 | 同 | 同 | 埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目二十七番地一 ファミリー 二〇一号 |
|---|---|---|--------------------------------------|

| | | | |
|---|---|---|------------------|
| 新 | 同 | 同 | 滑川町大字福田二千百五十二番地三 |
|---|---|---|------------------|

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|---------|------------------------|
| 理事 | 高 橋 清 樹 | 埼玉県児玉郡上里町大字七本木三千二十六番地一 |
| 同 | 荒 井 茂 雄 | 同 同 同 同 勅使河原八十八番地 |

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市中津川字下岩舟一八から二二一まで、字下モ山ウツ一二二、字下モ山一二三から一二七まで、一三、字五平岩一三二、字平左工門久保一三一、字ナキカシラ一三三、字栃平一三四、字ウシロ山四一一の二、四一一の二、字後山五六二の一（次の図に示す部分に限る。）、五六三、字山鳥四一二の一から四一二の三まで、四一三、四一四、字赤岩四一九、四二の三、四二二の一、四二三、五五六の一、五五六の四から五五六の六まで、五五六の二、五五六の二、字カリカケ沢四二五、字狩掛ヶ沢五五七、五五八の一から五五八の四まで、字六助沢四二六から四二八まで、五六の一、五六の三から五六の六まで、字赤岩日影五二二の一、五二二の五、五二二の六、五二二の八、五五四・五五五の一・五五五の二（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、字高岩五五三、字ヒラ平五五九（次の図に示す部分に限る。）、字清水久保四一五、字向山二二の一、二六、二七の一、二八の一、三の一、一の一、一の一、一の一、二の二、一の二の八、一三の一、一三の二、一五の一、一五の六、一六の一、一六の九、五四三の一・五四三の九（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、字相山上三一 九の一、一 九の四、一 九の八、字ヤジガトヤ一一、一一一、字持桶一一六の一、一一六の三、一一七、字相原沢一七、一八、字相原山五四 の一（次の図に示す部分に限る。）、五四一の一、字三右衛門五二二の一、字ヒカメ石一三七、字宮平一四八から一五六まで、一六六、一六七、一六九の一、字イエノ向二六七から二七 まで、字西ノ向四三三から四三八まで、字大明神シモ四三九、字シヤクシウチバ四四、字小若沢五三六、字滑沢五三七、字家向五三八、字大宮沢五三九、字深沢三、四、五の一、五の二、六、五四四、字ヤスバ七から九まで、字ヲ口沢一 から一六まで、五四五、字下モ川原一七、字宮ノ向三五、五四六、字井戸沢六 から六五まで、六六（次の図に示す部分に限る。）、五四七の一、五四七の二、字トシノ平四七三、四七二の三、四七五の三、字横箱一一二から一一五まで、五四八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十四年五月一日認可した。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

三田ヶ谷土地改良区

二 事務所の所在地

羽生市

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

| | | |
|-----------------|---|--|
| 番号 | 一 | |
| 都市計画 区域名 | 富士見 | |
| 市町村名 | 富士見市 ふじみ野市 三芳町 | |
| 都市計画の 種類及び名称 | 「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 | |
| 公聴会 | 期日及び時間 | 平成二十四年 六月六日午前 十時から |
| | 場 所 | 三芳町藤久保 公民館（埼玉 県三芳町藤久 保一八五 一） |
| 公述申出書 | 提出期間 | 平成二十四年 五月八日から 平成二十四年 五月二十二日 まで |
| | 提 出 先 | 埼玉県都市整 備部都市計画 課、富士見市 まちづくり推 進部まちづく り推進課、ふ じみ野市都市 政策部都市計 画課、三芳町 都市計画課 |
| 都市計画の構想 | 閲覧期間 | 平成二十四年 五月八日から 平成二十四年 五月二十二日 まで |
| | 閲覧場所 | 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、富士見 市まちづくり 推進部まちづ くり推進課、 ふじみ野市都 市政策部都市 計画課、三芳 町都市計画課 |

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第六百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上田清司

| | | | |
|---------------|------------------------------|----------------------------|------------|
| 指定番号 | 変更後の名称 | 変更前の名称 | 名称の変更日 |
| 埼玉県知事 事第三号 | 一般財団法人日本 建築設備・昇降機 センター | 財団法人日本建築 設備・昇降機セン ター | 平成二十四年四月一日 |

告示

埼玉県告示第六百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上田清司

| | | | |
|----------|---------------|-------------|------------|
| 指定番号 | 変更後の名称 | 変更前の名称 | 名称の変更日 |
| 埼玉県知事第六号 | 一般社団法人日本膜構造協会 | 社団法人日本膜構造協会 | 平成二十四年四月一日 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年一月十七日

指令川建セ第二三〇〇八九〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月一日

川建セ第二四〇〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字大串字毘沙門二二六五番一の一部、二二六六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷六〇番地一 ヒルトップガーデン 102号

関根 敦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月八日

指令川建セ第二三〇一一一〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月一日

川建セ第二四〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字四十耕地二四八八番七一、二四八八番四二の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見二四八八番地二一

高橋 直樹

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一 許可番号

平成二十四年四月二十六日

指令熊建セ第〇八二二〇〇〇五二号

二 検査済証番号

平成二十四年四月二十七日

熊建セ第二十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字猪俣字柳井戸千五十六番二 外三十五筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社 ベルク 代表取締役 原島 功

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県立武道館条例（昭和四十三年埼玉県条例第三十六号）第十八条第二項の規定により埼玉県立武道館の指定管理者である財団法人埼玉県体育協会・株式会社サイオー共同事業体の名称の変更の届出があつたので、次のとおり告示する。

平成二十四年五月八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県体育協会・株式会社サイオー共同事業体

二 変更の年月日

平成二十四年四月一日